

北海道からの特措法に基づく協力要請を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和3年4月24日改訂
小樽商科大学危機対策本部会議

このたび、政府から、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象として緊急事態宣言が発令されました。また、北海道からは、特措法第24条第9項に基づき、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策として「札幌市内における不要不急の外出や札幌市との不要不急の往来を控える」などの要請があったところです。

本学としては、別添の行動指針（BCP）はレベル2のまま維持することとし、下記のとおり対応いたしますが、多くの学生・教職員が居住する札幌市においては、全道の感染者数の8割を占め、4月19日には直近1週間の10万人当たりの新規感染者数は25.2人となり、道の警戒ステージ5の目安を上回ったことなどを踏まえ、学生及び教職員におかれましては、感染の抑制及び再拡大の防止に向けて、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 令和3年度前期授業（学部・大学院）は、遠隔を基本としつつ、一部対面により実施します。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、大学行事に出席する場合、対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可します。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。なお、対外試合や大会等への参加については、確認書の提出により許可します。
- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進します。なお、海外出張は引き続き延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）としますが、国内出張は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用しながら、通常業務に従事します。
- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は50%以下）とします。
- (7) 学生及び教職員は感染防止対策の徹底について、別紙のとおり実践ください。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、大学の担当部署（別紙参照）に電話で速やかにご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

レベル	授業	学生		教員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0		通常				
1	- 対面授業と遠隔授業の併行実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2の場合は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
適用						
2	北海道の警戒ステージ1～3 遠隔授業を基本としつつ、一部対面授業を実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（確認書の提出が必要）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	北海道の警戒ステージ3～4 遠隔授業の原則実施	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	北海道の警戒ステージ5 遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	北海道の警戒ステージ5 全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

- ※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。
 ※2 レベル内の右欄は、本学の制限レベルと対応した北海道の警戒ステージを目安として示すもの。
 ※3 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、キャンパスへの入構や課外活動、アルバイトなどの外出を控える
2. 「緊急事態宣言（※1）」及び「まん延防止等重点措置（※2）」の対象都府県との不要不急の往来を控える。
※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県（R3.4.25 現在）
※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県（R3.4.25 現在）
3. 外出自粛など他県において行動制限（不要不急の外出自粛や営業時間短縮等）が要請されている地域との不要不急の往来を控える
4. 「札幌市内における不要不急の外出」及び「札幌市との不要不急の往来」を控える（注）
5. 行動制限が要請されていない地域においても、大人数での会食が避けられない場合、旅行を控える、または延期を検討する（大人数での会食を回避できる旅行においても、なるべく混雑しない平日の間で行動する）
6. 右記の場面ではマスクの着用を徹底する：外出時、会話時、特に高齢者や基礎疾患を有する方と接する場面
7. 大学行事、授業または課外活動への参加中及びその前後における感染予防策の実施を徹底する
8. 大学行事、授業や課外活動、アルバイトなどの後における複数人での会食は控える
9. 歓迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見や会合等(オンラインを除く)については控える
10. 札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える
11. 身近な方との飲食の際には、「黙食」を実践する（食事は少人数（4人以内など）、短時間、大声を出さず、会話はマスク着用）
12. 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する
13. 札幌市内における飲食店・カラオケ店・食堂等を午後9時から翌午前5時まで利用しない
14. 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用

（注）本学は、感染リスクを回避するための防止対策（毎日の体調確認、マスク着用、手洗い・手指消毒、机・器具の消毒、1 m以上の間隔を空けた座席設定、窓や設備による換気、課外活動時のルール策定・運用）を講じております。また、学生の通学は不要不急の外出・往来には該当しないと判断しております。

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 研究指導・基礎ゼミナール担当教員におかれましては、必要に応じ、ゼミ生に対して、歓迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見や会合等(オンラインを除く)については控えるなど、感染予防策を徹底するよう指導いただきたい
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、出勤・出張などの外出を控える
3. 「緊急事態宣言(※1)」及び「まん延防止等重点措置(※2)」の対象都府県との不要不急の往来を控える。
※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 (R3.4.25 現在)
※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県 (R3.4.25 現在)
4. 外出自粛など他県において行動制限(不要不急の外出自粛や営業時間短縮等)が要請されている地域との不要不急の往来を控える
5. 「札幌市内における不要不急の外出」及び「札幌市との不要不急の往来」を控える
6. 不急の挨拶回り(オンラインを除く)の自粛や後倒し
7. 歓迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見や会合等(オンラインを除く)については控える
8. 札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える
9. 「黙食」を実践する (食事は少人数(4人以内など)、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話はマスク着用)
10. 仕事後や休憩時間などの感染リスクを高めやすい場面や高齢者、基礎疾患を有する方と接する場面において、マスクの着用を徹底する
11. 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する
12. 札幌市内における飲食店・カラオケ店・食堂等を午後9時から翌午前5時まで利用しない
13. 「国の接触確認アプリ(COCoA)」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用
14. 「テレワーク」や「時差出勤」の一層の推進

〈**新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先**〉

学部生及び大学院生 : 学生支援課 (0134-27-5245) 又は保健管理センター (0134-27-5266)

留学生 : 国際交流室 (0134-27-5262)

教職員 : 総務課職員係 (0134-27-5209)

※夜間・休日の場合: 警備員室 (0134-27-5226)